厚木市小中一貫教育推進事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童・生徒に身に付けさせたい資質・能力を効果的に育むため、小・中学校間の円滑な接続や９年間を見通した指導の一貫性・系統性を図るための実践的な研究を推進する厚木市小中一貫教育推進事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、全ての厚木市立小・中学校とし、原則として、同一中学校区にある小・中学校（以下「グループ」という。）を単位とする。

（事業の内容）

第３条　事業を実施するグループは、次に掲げる研究を推進するものとする。

(1) 教育課程の編成に関する研究

ア 小・中学校間の授業の乗り入れ

イ ９年間で一体的に取り組む特別活動及び総合的な学習の時間の在り方

ウ 異年齢交流の充実

エ 学習面・生活面において学年間の段差を生まない円滑な接続の在り方

(2) 特別支援教育の一体化に関する研究

(3) インクルーシブ教育の一体化に関する研究

(4) 不登校児童・生徒への一体的な指導・支援に関する研究

(5) ＩＣＴの活用に関する研究

(6) 地域連携・協働に関する研究

ア 学校運営協議会の在り方

イ 地域学校協働活動の在り方

(7) 当該中学校区で特に重点とする課題に関する研究

（教育委員会への報告）

第４条　グループは、年度ごとに、事業計画書及び事業実施報告書を作成し、厚木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。この場合において、教育委員会は、グループに対して提出された事業の内容を確認するために必要な書類等の提出を求めることができる。

(1) 事業計画書

(2) その他教育委員会が指定した書類

附　則

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

２　小中一貫教育研究事業実施要綱（平成２５年４月１日施行）は廃止する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。